振出日白地手形と満期の変造

―最高裁第一小法廷一九九七年(平成九年)二月二七日判決に関連した一試論

鳥 Ш 恭

はじめに

前後関係の逆転と手形行為の瑕疵 振出日と満期日の前後関係

おわりに

はじめに

として振出日より前の日が記載されている確定日払の約束手形は、手形要件の記載が相互に矛盾するものとして無 最高裁判所第一小法廷は、一九九七年 (平成九年) 二月二七日の判決(1) (民集五一巻二号六八六頁) で、「満期の日

効である」と判示した。

振出日白地手形と満期の変造(鳥山)

ま振り出した三通の約束手形であった。Yは、それらの手形を満期に決済できなかった。そこで、Yは平成三年一 一月二二日に、 (1)が平成三年一〇月二四日に、Aに対して、 満期日が変造された振出日白地手形 支払延期のために、Aに対し新たに約束手形三通を振り出した。同時に、Yはすでに交付してあっ 満期を平成三年一一月二二日とし、振出日欄と受取人欄は白地のま この判決の事案で問題となった手形は、Y (被告・被控訴人・上告

た三通の約束手形の返還をAに求めた。しかし、Aが「後で返す」といったため、Yはそれらの手形を受け戻さな

を、さらに、平成三年一二月二日に、X し、そのうえで、平成三年一一月二五日に、それらの手形を割引のためにBに裏書譲渡した。Bはそれらの手形 その後、 | Aは、Yに返還しなかったそれらの手形の満期を平成三年||一月二二日から平成四年六月二二日に変造 (原告・控訴人・被上告人)に裏書譲渡した。Xはこうして、 いずれも振出

かった。

平成四年六月二二日に、それらの手形を支払のために呈示したが、支払を拒絶されたため、手形金の支払を求めて 訴えを提起したのである。 日が平成三年一一月二五日と補充された、裏書が連続している三通の約束手形を所持するに至った。そこで、Xは

訴審である大阪高裁の一 手形書替の抗弁の切断を受けるものではないとして、YはXに対し手形金を支払う義務はないとした。しかし、控 年)一月二七日)は、 BからXへの裏書譲渡が、変造前の満期との関係では期限後裏書であることを理由に、 九九三年 (平成五年) 一一月一九日判決(2) (高裁民集四六巻三号一二三頁)は、 X は

Xの請求に対して、Yは手形書替の抗弁を主張した。第一審判決(京都地判一九九三年(平成五

(2)

原判決

月二五日になされたAからBへの裏書譲渡は、

変造前の満期

(平成三年一一月二二日)による支払呈示期間

(二三日

は休日、 的抗弁をもってBに対抗することはできず、 二四日は日曜日であったため、 同期間は二六日まで)の期間内になされており、 それゆえ、 期限後裏書によってBの地位を承継したXにもその抗 YはAに対する手形書替の人

もって対抗し得ないとした。

形は、 無効であると主張した。 控訴審では、 変造前の満期日が、 Yはさらに、それらの手形に関してYは変造前の文言に従って責任を負うのであるが、それらの手 補充された振出日よりも前の日付であるという不合理な手形であり、 控訴審判決はつぎのように判示して、Yの主張には理由がな そのような手形は

載した手形であるとして、 満期は手形の呈示につき不能の日であってはならないとか、 満期が振出日より前の手形を無効とする見解もある。 満期が振出日より前であることは不合理な日を記

手形が現実に振り出された日と振出日とが異なる場合、手形が発行された日は現実に振り出された

結局、XのYに対する手形金支払の請求を認容した。

しかし、この点に関しても、

理な権利関係を表章するものとはいえないこと、振出日は、現実に手形を振り出した日を記載することが要求され 日であるから、 満期が振出日より前の手形であっても、 満期が振出日より前の手形も、 未発行の手形について満期を定めたものとはいえず、 現実に振り出された日が満期及びこれに次ぐ二取引日以前 必ずしも不合

ていない

から、

なくても、 であれば、 当初から遡求義務が発生しない場合であっても、 手形の所持人は支払呈示期間内に支払呈示をすることができること、 支払呈示期間後に主たる債務者に対し手形上の権利を行使できること、 手形法は裏書禁止手形を認めており(同法一一条二 支払呈示期間内に支払呈示ができ 手形振出当時既に支払呈示期間

当初から遡求義務が発生しない手形の存在を否定していないことなどからして、 満期が振出日より前 の手形

振出日白地手形と満期の変造

(鳥山

を一律に無効とするのは相当でない

呈示が可能であり、表示されている手形要件が不合理な権利関係を表章しているものとはいえない。 満期が振出日より前の手形であっても、振出日が支払呈示期間の末日以前であれば、 支払呈示期間内の支払

るものとはいえないから、本件各手形を無効とするいわれはない。」 の満期による支払呈示期間内に支払呈示が可能であり、 手形の振出日である同月二五日の後にも支払呈示期間が残存する。したがって、本件各手形は、 本件各手形の変造前の満期による支払呈示期間は、 前示のとおり平成三年一一月二六日までであるから、 表示されている手形要件が不合理な権利関係を表章してい 振出日後、 本件各

請求には理由がないとしたのである。 を受け容れて、 が、手形法第七五条三号、七六条一項の解釈である」と主張して上告した。そして、最高裁第一小法廷はYの主張 が振出日よりも前である本件手形は、その振出日と支払呈示期間の関係を問うまでもなく、 (3)最高裁判決 つぎのように判示した。こうして、最高裁第一小法廷は原判決を破棄して自判し、Xによる手形金 以上のように、控訴審判決がXの手形金支払請求を認めたため、Yはあらためて、「満期日 当然に無効とするの

要件の記載がそれ自体として不能なものであるかあるいは各手形要件相互の関係において矛盾するものであること 質上、手形要件の成否ないし適式性については、手形上の記載のみによって判断すべきものであり、 振出日についても、これを手形要件と解すべきものである以上(最一小判一九六六年(昭和四一年)一〇月一三日民 が明白な場合には、 手形要件は、 基本手形の成立要件として手形行為の内容を成すものであるところ、 そのような手形は無効であると解するのが相当である。そして、 確定日払の約束手形における 手形の文言証券としての性 その結果手形

要件の記載が相互に矛盾するものとして無効であると解すべきである。これを本件についてみるに、本件各手形 集二○巻八号一六三二頁を引用)、満期の日として振出日より前の日が記載されている確定日払の約束手形は、 補充された振出日を基準として変造前の満期による支払呈示期間内に支払呈示することが可能であったとしても. 満期が変造され、振出日が補充された結果、変造前の満期が振出日より前の日となるものであるから、たとえ

変造前の文言に従って責任を負うべき振出人であるYとの関係においては、

無効というべきである。」

手形には、「満期の日として振出日より前の日が記載されている」わけではなかったという点はやはり留意される (Y)に対する手形金請求を否定したのである(一)。しかし、この判決の事案において原告(X)が所持していた この最高裁判決は、以上のように、「満期の日として振出日より前の日が記載されている確定日払の約束手 手形要件の記載が相互に矛盾するものとして無効である」と判示して、手形所持人 (X) による振出 本稿は、みぎに掲げた最高裁判決が提起した問題をあらためて検討しようとするものにすぎ

べきであると思われる (二)。

三巻四号(一九九八年)一一一頁以下。 評論四六九号(一九九八年)四三頁以下、高田晴仁・ジュリストーー三五号(一九九八年)一一三頁以下、伊藤毅・早稲田法学七 室二〇五号(一九九七年)一一四頁以下、田邊光政・民商法雑誌一一七巻四・五号(一九九八年)七〇〇頁以下、大塚龍児・判例 この判決に関してはつぎの評釈等がある。田邊光政・判例評論四二七号(一九九四年)二一〇頁以下、 菅野佳夫・判例タイム

(1) この判決に関してはつぎの評釈等がある。川村正幸・金融法務事情一四九二号(一九九七年)一○頁以下、三原園子・法学教

ズ八五五号 (一九九四年) ムズ八八二号(一九九五年)二二三頁以下、三原園子・早稲田法学七一巻三号(一九九六年)九一頁以下、 九頁以下、 福瀧博之・私法判例リマークス一一号(一九九五年)一二一頁以下、 丹羽重博・日本大学司 松丸伸一郎・判例タイ

振出日白地手形と満期の変造(鳥山

法研究所紀要七巻(一九九六年)八一頁以下。

一 振出日と満期日の前後関係

は満期 されることになる。 日払い 手形を振り出すことによって将来の日における支払を約束する(手七五条二号)。そして、振出日(手七五条六号) れている書面を通して意思表示をしなければならない。約束手形はいうまでもなく支払約束証券であり、 手形行為はいうまでもなく要式の書面行為であり、手形行為の当事者は、法定された事項(手形要件) (手七五条三号)とともに、そうした約束手形についての手形要件とされている。したがって、 (手三三条一項四号)として約束手形が振り出される場合には、 満期日として振出日よりも後の日付が記載 満期を確定 が記載さ 振出人は

逆転している場合、すなわち、 ところが、手形書面の記載において、以上のような振出日と満期日の日付の前後関係がなんらかの事情によって 振出日よりも前の日付が満期日として手形書面に記載されている場合に関しては、

従来の裁判例の判断も、また学説の見解も、 必ずしも一致しているわけではない。

は、それを無効と解するのが判例および通説であるとされている。 (1)無効説と有効説 一般に、そのような、振出日と満期日の前後関係が逆転した記載がある手形に関して

実際、 すでに大審院が一九三四年 (昭和九年) 七月三日の判決(3) (法学三巻一二号一二四頁) で、

|満期日は手形の呈示支払等に付不能の日たる可からざるや勿論にして其の性質上振出以後なるを要する」と判示

形 あると思われる東京地裁の一九三四年(昭和九年)一一月三〇日判決(評論二四巻商法一八七頁)も、(5) 京地裁の一九三三年(昭和八年) | 一月二〇日判決(4) 日より前の日付が記載されてはじめて約束手形としての要件を具備するとした。この大審院判決の原判決である東 ノ満期日ハ振出ノ後ニ支払ハルヘキ期日ナレハ振出ノ日ヨリ以後ナルコトヲ要シ其ノ逆ニ振出ノ日ヨリ以前ナル 満期日が振出日より前の日付となっている手形は適正な満期日の記載を欠いており、振出日が訂正され満期 (評論二三巻商法二七○頁)と、この大審院判決の差戻審判決で いずれも「手

年) 六月一四日判決(6) 京都地裁一九六三年(昭和三八年)八月二二日判決(金法三五五号一九頁)、大阪地裁一九六六年 (判時四七九号五六頁)、大阪高裁一九六九年(昭和四四年)一二月一七日判決(下民集二○卷 (昭 和四

トキハ其ノ手形ハ無効ナリトス」と判示している。

満期日として記載されている手形は一般にこれを無効と解すべきであると判示している。 り前の日付が満期日として記載されている手形は無効であるとして、 一一・一二号九二八頁)が、それぞれみぎの大審院判決に従って、振出日と満期日の前後関係が逆転し、振出日よ 飯塚簡裁の一九六三年(昭和三八年)七月二二日判決(判時三四五号五一頁)もやはり、 手形所持人による手形金の請求を棄却してい 振出日より前の日 1付が

に従ったものと考えることができる。学説も、確定日払い手形の満期日として、 はじめにみた一九九七年(平成九年)の最高裁判決も、同様に、その上告理由にも引用されたみぎの大審院判決 振出日より前の日付が記載されて

と解してきたのである。 そのような満期日は不能または不合理な日であるとして、そのような記載がある手形は無効なもの

出日白地手形と満期の変造 もっとも、 満期 (手三三条一項)を一覧払い、 一覧後定期払い、 または日付後定期払いとする場

振出日の記載はその手形の呈示期間または満期の算定に関しては意味をもたない。そのために、 七八条二項、二三条一項を参照)とは異なって、確定日払いとして手形が振り出される場合には、 確定日払いの手形

く注意させることは無理な要求であるとして、振出日と満期日が記載されているかぎり、 に関しては振出日を記載させる意味はなく、 え逆転して記載されていても、そのことを理由にして手形が無効になるわけではないとする見解が主張されるに至 また、手形要件の記載が一応あれば各記載間の論理的関係にまで細 両日付の前後関係がたと

と判示した。 ないものと考えられる。 確定日払手形の振出日は形式的にのみその記載が要求されるものであって、その記載の実質的な必要性は存在し そして、東京地裁の一九六五年(昭和四〇年)九月七日判決(下民集一六巻九号一四〇二頁)はこの見解に従って、(ユ) この判決はこうして、振出人が満期日の記載を誤ったため、 したがって、形式的にその記載がありさえすればそれが満期より後の日付であっても特段 振出日より前の日付が満期日として記

審判決である、東京高裁の一九七八年 として記載された手形に関して、やはり同様に判示し、手形所持人による手形金の請求を認答している。 五三年)一月一八日判決(判時八八七号一一三頁)は、振出日の記載を振出人が誤り、 されて振り出された手形による手形金の請求を認容したのである。その後、 両日付の関係が不合理であることを理由に当該手形を無効と解すべきいわれはないものと解するのが相当である」 (昭和五三年)九月四日判決(東高時報二九巻九号一八五頁)は、(ユン) 浦和地裁秩父支部の一九七八年(昭和 満期日より後の日付が振出 たとえ振出 その控訴

能ではないと判示して、そうした記載がある手形は不能の満期が記載されているために無効であるとする振出人の

満期が現実に振り出された日より後の日付であるならば、

呈示、

の日付が

満期より後となっていても、

主張は当らないとし、振出人による控訴を棄却している。

判決も、 九九七年 同様に、「満期が振出日より前の手形を一律に無効とするのは相当ではない」と判示している。 (平成九年)の最高裁判決の原判決である、 はじめに②でみた、一九九三年 (平成五年)の大阪高裁 そのうえ

の支払呈示が可能であるため、「表示されている手形要件が不合理な権利関係を表章しているものとはいえない 同判決はとくに、その事案で問題となった手形は、 振出日が支払呈示期間の末日以前であり、 支払呈示期間内

満期日の前後関係に関して法律上の明文の規定がないことを理由にして、手形書面に振出日と満期日が記載されて 学説においても、 確定日払いの手形の場合には振出日の記載がもつ意味は大きくないこと、 あるいは、 振 出 日と

本件各手形を無効とするいわれはない」と判示して、手形金の請求を認答している。

する見解が現在では少なくない。(13) いるかぎり、 たとえ両日付の前後関係が逆転していても、そのことを理由にして手形が無効になるわけではないと

(2)

目的の不能

すでにみたように、

確定日払いの手形であれば、

振出日の記載はその手形の満期あるい

は呈

とえ、手形書面に満期日よりも後の日付が振出日として記載されていても、 よれば、 ではないとして、振出日の記載がなくても手形行為は有効に成立すると解する見解も主張されている。 (4) 示期間の算定に関して意味をもっていない。そのために、確定日払いの手形に関しては、 確定日払 いの手形に関しては、 振出日の記載がなくても手形行為は有効に成立するものと解する以上、 そのことは、手形行為の効力には影響 振出日 の記載は手形要件 この見解に

出日の手形要件性 しかし、 現行手形法の解釈としては、 たとえ満期が確定日払い の約束手形であって

を及ぼさないものと解されることになる。(5)

振出日白地手形と満期の変造(鳥山

決

(一九九九)

おり、 Ł 必要とする点について手形法は「確定日払の手形であるかどうかによって異なる取扱いをしていない」と判示して も引用する一九六六年 することは困難である(手七六条一項を参照)。最高裁判所は、はじめにみた一九九七年(平成九年)の最高裁 判例法上も、 日の記載 (手七五条六号) 振出日の記載は確定日払い手形についても手形要件であるとする解釈が確立されてい (昭和四一年) 一〇月一三日の判決 は手形要件ではなく、 振出日の記載がなくても手形行為は有効に成立すると解 (民集二○巻八号一六三二頁)において、 振出 日の記載を

めに無効なものと解さざるを得ない。 (16) 不可欠の要素であると解するかぎり、 は、そうした手形書面によってなされた手形行為はそもそもその内容において矛盾があり、 のと解さざるを得ない。 したがって、 手形書面 手形書面に記載された振出日は満期日とともに手形行為の内容を構成するも の記載のうえで、 振出日と満期日の前後関係が逆転している場合に 実現が不可能であるた

振出日と満期日の日付

振出日の記載は以上のように手形行為の内容をなすものであって、事実の記

そして、以上のように、

確定日払いの手形についても振出日の記載は手形要件であり、手形行為の方式において

手形が振り出された日より前の日付が記載されていたとしても、 が振出日として記載されていても、 であるという両日付の前後関係が確保されているかぎり、 はない。 それゆえ、 手形行為の効力には影響を及ぼさない。 いうまでもなく、 手形行為は有効に成立することになる。

振出日だけでなく満期日にも、 実際に手形が振り出された日と異なる日付が振出日として記載され 実際に振り出された日よりも後の日付あるい 手形書面の記載のうえで振出日が満期日よりも前の やはり、 両日付の前後関係が整っているかぎり、 は前 実際に 0 日付 いて H

付

手形行為は有効に成立することになる。

実際に手形が振り出されたのが、

手形書面に記載された満期日による支払

両日 た、 呈示期間は経過した後であった場合には、手形所持人は遡求権は行使できないことになるにすぎない。実際に手形 して両日付が手形書面に記載されている場合には、いずれかの日付が誤記であると否との理由 12 が .かかった手形債権を取得したことになるにすぎない。 振り出されたのが、手形書面に記載された満期日からは三年が経過した後であった場合には、手形所持人は時 振出 付の記載があるかぎり、 目の 日 付が支払呈示期間内であると否との両日付の間隔 そのような手形書面によってなされる手形行為は内容 しかしながら、反対に、 の如何も問わずに、 振出日と満期日 (目的) そうした前後関係が逆転 が不能となるために無 の如何を問わず、 の前後関 係が逆転 した ま

効

- (3) この大審院判決の事案では、 かかわらず、原審が訂正の日を確定せずに漫然と、支払命令送達の翌日からの手形金残額に対する年六分の損害金の支払請求を認 審院判決は本文でみるように判示して、振出日が満期日より前の日付に訂正されてはじめて手形は有効に成立するとし、それにも 欄外に捺印し訂正の権限を付与していた。そして、受取人は、手形金請求訴訟中に、振出日を満期日より前の日付に訂正した。大 振出人に注意し訂正を求めたのであるが、振出人は、受取人において適宜振出日付を満期日前に遡及して訂正すべきことを求めて た点に、審理不尽、 理由不備の違法があるとした。 振出人は振出日より前の日付を満期日として記載して手形を振り出したため、 受取人の代理人が
- 前の日付に訂正されているとして、 損害金の支払請求を認めていた。 前注(3)から明らかなように、手形金残金とそれに対する支払命令送達の翌日からの年六分

本文でみるように判示した後に、

ただし、

その事案の手形は振出日がすでに満期日よ

 $\widehat{4}$

大審院判決の原判決であるこの判決は、

- 5 損害金の支払を命じている 大審院判決による差戻しを受けたこの判決は、 振出日が満期日より前の日付に訂正された日を確定し、 その翌日以降完済まで
- 6 この判決に関して、田中昭・商事法務四八九号(一九六九年)一四頁以下の研究がある

振出日白地手形と満期の変造

(鳥山

この判決に関してつぎの評釈等がある。 江頭憲治郎・ジュリスト五一五号(一九七二年) 一三四頁以下、 倉澤康一郎 法学研

究四五卷九号(一九七二年)一三二頁以下、深見芳文・商事法務六一三号(一九七二年)一一頁以下。

- (8) この判決は、ただし、本文でみるように判示した後に、「振出人としては振出日より後の日を支払期日として記載する意思で 人との間では振出人の真意に従って右記載を補充解釈し手形を有効なものとして取扱う余地もあるものと解する」として、そうし あったのが、不注意で振出日より前の日を支払期日として記載してしまったことが他の資料から明らかな場合には、振出人と受取
- (9) 岡野敬次郎『日本手形法』(一九〇五年、中央大学)一六六頁、 た手形にもとづく手形金請求を認容している。 さらに、大橋光雄『新統一手形法論』上巻(一九三二年、有

裴閣)一一六頁、田中耕太郎『手形法小切手法概論』(一九三五年、有斐閣)二七九頁、伊澤孝平『手形法・小切手法』(一九四九 『手形法・小切手法』第二版(一九七二年、勁草書房)一七四頁、福瀧博之『手形法概要』(一九九八年、法律文化社)二二四頁な られないと解している。また、服部栄三『手形・小切手法』改訂版(一九七一年、商事法務研究会)三四頁、 が、満期日は可能な日でなければならず、あるいは、振出日より前の満期日は不能であるとして、そのような満期日の記載は認め 小切手法講義』(一九八九年、有斐閣)八二頁、小橋一郎『手形法・小切手法』(一九九五年、成文堂)一八四頁、一九〇頁など 九六八年日、勁草書房)三七一頁、納富義光『手形法・小切手法論』(一九八二年、有斐閣)二三六頁、大隅健一郎『新版手形法 年、有斐閣)三一五頁、竹田省『手形法・小切手法』(一九五五年、有斐閣)八四頁、田中誠二『手形・小切手法詳論』上卷(一 石井照久=鴻常夫

なければならないと解している。『総合判例研究叢書』商法伽基本手形の記載事項 [深見芳文](一九六七年、 からだ」という極めて簡単で誰にでも納得しやすい論拠にもとづいて、「『満期日』はおよそ振出日付以後の暦日上存在する日」で た、誰にも理解しやすいように単純に作られていることが必要である」として、「振出があってから満期日が来るのが当然である いうものは、その『結果』(どのようなかたちをとるか)のみならず、その『論拠』ないしは『意味』(なぜそうなるのか)もま さらに、深見芳文「手形要件についての一考察」法学論叢七七巻五号(一九六五年)五四頁以下、八六頁以下は、「手形要件と 有斐閣)六四頁以

どでは、振出日より前の満期日は不合理な記載であり認められないとされている。

四三八頁以下も同旨 本文に掲げる裁判例に関する評釈等においても、 塩田・後掲 (注11)一四五頁、加美・後掲(注11)四頁、小橋・後掲

下、深見芳文「手形記載の解釈についての一私見」『商事法の研究(大隅先生還暦記念)』(一九六八年、有斐閣)四二五頁以下

田中・前掲 (注6) 一六頁、 倉澤・前掲 (注7) 一三四頁、 深見・前掲 (注 7 一二頁、福龍・前掲 (注2) 一二三頁以

満期日の前後関係が逆転している手形を無効なものと解している。ただし、川村正幸『手形・小切手法』(一九九六年、 大塚・前掲(注1)四四頁、高田・前掲 (注1) 一一四頁、伊藤・前掲 (注1) 一三一頁がやはり、 通説に従って、

よい」としており、川村・前掲(注1)一三頁も同旨。 して不注意でこのような満期を記載してしまった場合には、直接当事者間ではその真意にしたがい、有効な手形として取り扱って ○六頁は、「振出日より前の日(不能の日)が満期として記載された手形は、一般にこれを無効と解すべきであるが、 意思に反

〈10〉 鈴木竹雄『手形法・小切手法』(一九五七年、有斐閣)一八三頁註一六、一九二頁註三三(鈴木竹雄=前田庸『手形法・小切 手法』新版(一九九二年、有斐閣)一九三頁註一六、二〇一頁註三三)を参照 一頁(ただし、後に改説されている ― 注(9) 引用文献を参照)、石原・後掲(注11) 二〇三頁、三宅・後掲(注12) 二八頁がや その後、深見芳文「基本手形の記載事項についての一考察(一)」大分大学経済論集一五巻四号(一九六四年)二二頁以下、 振出日と満期日の前後関係が逆転していても、両日付が記載されているかぎり手形は有効なものと解している。

、⑴) この判決に関してつぎの評釈等がある。塩田親文・立命館法学六三・六四号(一九六六年)一四○頁以下、 研究一三一輯(一九六六年)四〇頁以下、加美和照・週刊金融判例一号(一九六六年)二頁以下、小橋一郎・法律時報三八巻七号 片山欽司・企業法

(一九六六年)八五頁(同『商法論集』Ⅴ(一九八六年、成文堂)八四頁以下に所収)、石原俊一・ジュリスト四一三号(一九六九

この判決に関して、三宅堯麿・法と秩序九巻四号(一九七九年)二七頁以下の評釈がある 木内宜彦『手形法小切手法』第二版(一九八二年、勁草書房)一二一頁、菱田政宏『手形小切手法』(一九八五年、

年)二〇一頁以下

信山社)四〇頁、さらに、田邊・前掲(注1)七一一頁、田邊・前掲(注2)二一四頁、松丸・前掲(注2)二二三頁などが、手 一二一頁、平出慶道『手形小切手法』(一九九〇年、有斐閣)三〇一頁、後藤紀一『要論手形小切手法』第3版(一九九八年、

形書面の記載において振出日と満期日の前後関係が逆転していても手形は有効なものと解している。 この点の議論に関して、たとえば、 清水巖「振出日白地の確定日払手形の呈示・支払の効果」商法の争点Ⅱ(一九九三年)三

六〇頁以下を参照

高窪利一 『手形・小切手法通論』全訂版(一九八六年、三嶺書房)七一頁、 および、 司 『現代手形・小切手法』三

振出日白地手形と満期の変造

(鳥山)

三五

出日はそのように要件性が希薄であり、それゆえ、振出日が満期日より後の日付であっても手形は当然に有効とみてよいとしてい (一九九七年、 経済法令研究会)五六頁は、確定日払い手形は振出日の記載がなくても有効に成立すると解する立場から、振

四四頁などでこうした点が指摘されている。 とくに、 小橋・前掲(注11)八六頁、倉澤・前掲 (注7) 一三四頁、 福瀧・前掲 (注2) 一二三頁以下、 大塚・前掲 (注 1)

17 たとえば、 福瀧・後掲論文(注21)一八八頁、二〇五頁注(22)、大塚・前掲(注1)四五頁で、こうした点が指摘されてい

ままでは手形金を請求することはできず、直接の相手方に対する既存債権を行使すべきことになる。 したがって、 手形書面の記載において振出日と満期日の前後関係が逆転している場合には、そうした手形書面の所持人はその

二 前後関係の逆転と手形行為の瑕疵

こともできる。しかし、その判決の事案では、はじめに⑴でみたように、振出人はそのような、 に矛盾するものとして無効であると解すべきである」と判示したのは、まさにそのこと意味しているものと考える 高裁判決が、 た手形書面によってなされる手形行為は無効であると解すべきである。はじめにみた一九九七年(平成九年)の最 満期日が前後関係を逆転して手形書面に記載され、 以上のように、 「満期の日として振出日より前の日が記載されている確定日払の約束手形は、 振出人が確定日払いの約束手形を振り出す際に、誤記その他のなんらかの事情によって振出日と 振出日が満期日よりも後の日付となっている場合には、そうし 手形要件の記載が相互 満期日として振出

日より前の日付が記載されている約束手形を振り出したわけではなかったのである。

満期変造後の振出日補充による前後関係の逆転 すなわち、一九九七年(平成九年)の最高裁判決の 事案

では (1)振出人は、 振出日を白地にした確定日払いの約束手形を振り出していた。 ただし、この手形の 満期日はその

りは前の日付であったが、 振出日 (平成三年一一月二五日) が補充されている。 変造前の満期日よりは後の日付だったのである。 すなわち、こうして補充された振出日は、 変造後の満期日

後

当初の

満

期日

(平成三年一一月二二日) より後の日付

(平成四年六月二二日) に変造され、

そのうえでさらに、

ょ

造前 したがって、 Ö るかどうかが争われたのである。 満期日よりは後の日付となり、 変造前の文言に従って責任を負うべき手形署名者 そのために、そうした手形署名者との関係において手形行為は有 (手六九条を参照) との関係では、 振 出 効に成立 日は

(変

してい

に、 九頁) ではあるが変造前 (T) 振出日白地で振り出された確定日払い手形の満期日が変造された後に、振出日欄に、変造後の満期日よりは Ł 裁判例 大阪高裁の一九六九年 すでに一の(1) (7)に掲げた、 の満期日よりは後の日付が補充された事案に関するものであった。 (昭和四四年) 一二月一七日判決 京都地裁の一九六三年 (下民集二〇巻一一・一二号九二八頁) (昭和三八年) 八月二二日判決 これらの判決は (金法三五五号一 ずれ 同

変

前 様

ŋ 造前の文言に従って責任を負うべき手形署名者との関係では、そうした手形は満期日が振出日より前 すなわち、 無効であるとして、原告による手形金の請求を棄却している。(ユタ) これらの判決は、 振出人が振出日と満期日を記載して手形を振り出す際に、 いずれ かの日 の日付とな 付の

誤り両日付を前後関係を逆転させて記載した場合には、 るのと同 じ理由にもとづい て 振出人は振出日を白地にして手形を振り出したのであるが、 その手形行為は内容が実現不可能になるために無効とされ その後その手形 の満期

振出日白地手形と満期の変造

(鳥山

三七

H

が変造され、

そのうえで振出日が補充されたために、

変造前の署名者である振出人にとっては

(変造前の)

満

期

変造前の文言に従って責任を負うべき振出人である上告人との関係においては、 補充された振出日を基準として変造前の満期による支払呈示期間内に支払呈示することが可能であったとしても、 は、 るものとして無効であると解すべきである」と判示した後に、続けて、「これを本件についてみるに、 は、 ているのである。この点は、はじめにみた、一九九七年 H が振出日よりも前の日付となった場合にも、 満期が変造され、振出日が補充された結果、 満期の日として振出日より前の日が記載されている確定日払の約束手形は、 やはり、 変造前の満期が振出日より前の日となるものであるから、 そうした振出人との関係では手形行為は無効であると解 (平成九年)の最高裁判決も同様である。 無効というべきである」としてい 手形要件の記載が相互に矛盾 この最高裁判決 本件各手形 たとえ

るのである。

解も主張されている。 補充された場合に関しては、 効なものと解しながら、 を負うべき振出人(手六九条を参照)との関係では、そうした手形は無効であると解しているように思われる。(※) された振出日が変造前の満期日よりは後の日付であった場合についても同様に解して、 出人がみずからそうした記載をして手形を振り出したのではなく、 (1) 振出人がみずから振出日と満期日の前後関係を逆転させて両日付を記載した場合には、そうした手形 学説においても、 振出日白地手形の満期日が変造された後に変造前の満期日よりも後の日付が振出日として 変造前の署名者である振出人との関係でもそうした手形を無効なものとは解さない見 振出日と満期日の前後関係が逆転している手形を無効と解する論者の多くは、 振出日白地手形の満期日が変造された後に補 変造前の文言に従って責任 ば 充

もとより、

振出日と満期日の前後関係が逆転している手形を無効と解することにそもそも疑

問があるとする立場からは、とりわけ、 振出日白地手形の満期日が変造された後に振出日が補充された場合に関し

ことにはより一層の疑問を感じると指摘されていたのである。(②) 補充された振出日が変造前の満期日よりは後の日付であったことを理由にしてそうした手形を無効と解する

(2)

満期変造後の振出日補充による手形行為の瑕疵

すでに一の冒頭でみたように、手形行為は要式の書面行

立していないことになる。 の法定の方式に欠けるところがあるときには、手形行為は方式上の瑕疵を帯びており、 為であり、すなわち、 いうまでもなく、手形行為もまた法律行為であることに変わりはない。したがって、 法定の方式を具備した書面による意思表示によって手形行為はなされなければならない。こ 手形行為は、 そもそも手形行為として成 以上のような

あるときには、そうした手形行為は実質上の瑕疵を帯びているためにやはり有効には成立しないことになる。 ばならない。手形行為がたとえ法定の方式に従ってなされていても、以上のような実質的な要件に欠けるところが 定でも実現不可能でもないというように、法律行為として有効に成立するための実質的な要件を満たしていなけれ 法定の方式に従ってなされなければならないだけではなく、さらに、意思表示に瑕疵はなく、 すでに一の②で検討したように、手形書面の記載における振出日と満期日の日付の前後関係が逆転している場合 あるい は内容が不確

には、 において矛盾があることになり、 そして、 振出日も満期日も手形行為の内容を構成する以上、そうした手形書面によってなされる手形行為はその内容 以上のように、 手形書面の記載において振出日と満期日の前後関係が逆転していると、 手形行為は内容の実現が不可能であるために有効には成立しないものと解され 手形行為は目

的の不能という実質上の瑕疵を帯びるために、そもそも、

手形行為の方式として、

振出日白地手形と満期の変造

三九

手形書面に記載されるべき振出

日と満期 日の日付に関しては、 振出日が満期日よりも前の日付であるという両日付の前後関係が確保されているこ

とが要請されているものと解される。

式上の瑕疵に加えて、 そうした振出日と満期日の日付の前後関係が逆転している手形書面によってなされた手形行為は、以上のような方 の記載において振出日と満期日の日付の前後関係が逆転しているという方式上の瑕疵があることになる。そして、 満期日よりも後の日付となっている手形を振り出した場合には、そうしてなされた手形行為には、まず、 振出人が誤記その他のなんらかの事情によって振出日と満期日の前後関係を逆転させて、 同時に、 その内容の実現は不可能であるという実質上の瑕疵をも帯びていることになる。 手形書面 振出日

るとは思われない。 たのではなく、 振出人は振出日を白地にして手形を振り出したにすぎない場合についても同様に考えることができ

振出日と満期日の前後関係を逆転させて両日付を手形書面に記載し

しかし、

以上のことは、振出人がみずから、

方式上の瑕疵

期日よりは後の日付であっても、 補充された場合には、 補充された振出日が変造後の満期日よりは前の日付であるかぎり、 手形書面の記載においては、一度も、振出日と満期日の日付の前後関係は逆転し たとえそれが変造前の満

すなわち、そうして振り出された振出日白地手形の満期日が変造され、

その後に振

 $\overline{\mathsf{H}}$

ち、 という方式上の瑕疵はないものといわざるを得ない。 期日の日付の前後関係は整っていなければならないという、手形行為の方式に欠けているところはない。 ていないことになる。 そのような振出人の手形行為には、 したがって、そうしてなされた振出人の手形行為には、 手形書面の記載において振出日と満期日の日付の前後関係が逆転している 手形書面 一の記載において振出日と満 すなわ

振出人の意思表示は完成し、 手形 が振り出される場合には、 振出人は手形上の債務を負担することになる。 振出人が授与した補充権にもとづいて手形所持人が白地欄を補充することに そして、 以上のように 満 期

H

より、 が変造され 記載に 満期日よりは後の日付であったとしても、 白 地 おいて振出日と満 た後に、 変造後の満期日よりは前 期日 の前後関係は整っており、 振出日が補充され、 の日 付が振出日として補充される場合には、 両日 付の前後関係が逆転しているという方式上の瑕 振出人の手形債務が成立する時点では、 たとえその目付 手形書面 が 変造前

疵

は

:商慣習法上適用されるものと解される。 の署名者である振出人は、 たしかに、 白地手形にすでに記載されている手形要件が変造された場合には、 変造前の満期日に従った手形債務を負担することになる。 それゆえ、 振出日白地手形の満期日が変造された場合であっても、 手形法第六九条と同 しかし、そのことはいうま 一内容の 法理

そこには存在

していないと解さざるを得ないのである。

面 において、 前の文言に従って定まることを意味しているにすぎない。 0) 記載に関わる手形行為の方式の問題としては、 変造前の満期日の日付が手形書面に記載されているものと扱われるわけではない。(33) 変造前の署名者である振出人が 白地欄が補充されることによって負担するべき手形債務の内容が、 満期日が変造された後に、 いうまでもなく、 変造前の署名者である振出人との関係 変造後の満期日よりも前 したがって、 0 H 手形 付 が

(1) 瑕 もっとも、 白地手形にすでに記載されている手形要件が変造された場合には、 以上のよう

!後関係に関して方式上の瑕疵はないものと解さざるを得ない

たとえその日付が変造前の満期日よりは後の日付であっても、

振出日

1と満期

H 振

出日として補充されているかぎり、

H

1付の前

K 手 形法第六九条と同一内容の法理が商慣習法上適用されると解されるため、 変造前の署名者である振 出 人が

出日白地手形と満期の変造

(鳥山

白

より振出人が負担する手形債務の内容のうち、 定まることになる。したがって、振出日白地手形の満期日が変造された場合、その後、 ||が補充されることによって負担する手形債務の内容は、 満期に関しては、 変造された手形要件に関しては変造前の文言に従って 振出人がみずから記載した変造前の日付が振出人 振出日が補充されることに

は が授与した補充権にもとづいて振出日が補充されているかぎり、(34) 務の内容を構成する。したがって、そうして補充された振出日が変造前の満期日よりは後の日付であった場合に の手形債務の内容となる。 そうした振出日の補充によって成立するべき振出人の手形債務の内容は実現不可能なものではないかという、 他方で、 振出人が手形書面を交付した際には白地にしていた振出日に関しては、 補充された日付が振出日として、 振出人の手形債 振出人

出しているのであり、他方で、振出日の日付は、手形書面に記載されている変造後の満期日に照らしてそれより前 るように解釈すべきとされ、法律行為中の矛盾する条項は当事者の目的に照らして統一的に解釈すべきであるとさ しかし、 振出日白地手形を振り出した振出人は、手形上の債務を負担する意思をもってそうした白地手形を振 手形行為を含めて (「手形有効解釈の原則」といわれる場合が少なくない)、法律行為はなるべく有効にな 手形行為の実質上の瑕疵の問題はなお残ることになる。

付が、 成立するべき振出人の手形債務が内容が不能であるために有効には成立しないものと解すべきとは思われない。こ 変造前の満期日よりは後の日付であったとしても、そのことを理由にして、そうした振出日 の補充によって

の日付が選択され補充されているにすぎない。そうである以上、その場合に、たとえ、振出日として補充された日

されても、 もはや手形行為の方式上の瑕疵は問題とならないのであり、 振出人は変造前の満期日を内容とする手形上の債務を負うものと解すべきである。(2) それゆえ、そうした日付が振出日として補充

- 19 に従う限り、 とくに、後者の、大阪高裁一九六九年(昭和四四年)一二月一七日判決(下民集二〇巻一一・一二号九二八頁、九三四頁 満期日が変造された後に振出日が補充された当該手形に関して、「振出日が右認定のとおり補充された結果、満期欄の原文言 満期日が振出日よりも前となるのであって、確定日払の場合でも振出日を手形要件と解すべき以上、かかる不合理な
- 場合とでその理を異にする訳ではない」(傍点引用者)と判示している。

手形を無効とすべきことは、当初よりこのように記載された場合と後に振出日または満期日が補充された結果かかる外観を生じた

- (20) たとえば、大阪高裁一九六九年 はじめにみた一九九七年 (平成九年)の最高裁判決を支持する、川村・前掲(注1)一三頁、大塚・前掲(注1)四六頁、高田 (昭和四四年)一二月一七日判決を支持する、倉澤・前掲(注7)一三五頁以下、あるいは、
- 〈21) 福瀧博之「振出日より前の日を満期とする手形の効力」関西大学法学論集四五巻二・三号(一九九五年)一五九頁以下、 れた、(意味が小さい手形要件である)振出日の記載だけに問題があるにすぎないとして、そうした手形は有効なものと解するこ ということになる関係にあるために、そのような手形を有効と解することはできないとしている。しかし、振出日白地手形の満期 あるのではなく、振出日と満期の前後関係が不合理なのであり、すなわち、(重要な手形要件である)満期の記載が不合理である 六頁以下は、まず、手形書面の記載のうえで振出日と満期の前後関係が逆転している場合に関しては、 前掲(注1)一一三頁以下、伊藤・前掲(注1)一二七頁以下を参照 が変造された後に、振出日が補充された場合に関しては、振出の際に記載された変造前の満期の記載には問題はなく、 振出日の記載だけに問題が
- 、22) 江頭・前掲(注7)一三五頁は、その場合には、一度も記載上、形式的に手形自体の無効という問題は生じておらず、 結果手形が無効になると解すると、手形債務者に思わぬ利得を与えることになるとして、手形の主たる債務者に対しては、 満期日から起算した手形債務の時効消滅に至る時までは手形金の請求が可能であると解してさしつかえないとする。さらに、三 (注1)一一五頁、三原・前掲(注2)一○七頁、三原園子「振出日より前の日を満期とした手形の効力」早稲田法学七

とができるとされている。

(昭和四九年)一二月二四日判決(民集二八巻一○号二一四○頁)は、「(手形法)六九条によれば、 周知のように、受取人欄が変造された手形について裏書連続の判断が問題となった事案において、 変造前の原文言に従って責任を負うのであるが、右規定は、手形の文言が権限のない者によりほしいままに変更さ 変造前の約束手形署名者で 最高裁第三小法廷一

(一九九八年)四二九頁以下を参照

振出日白地手形と満期の変造

(鳥山

続を主張しえないと解することは相当でな(い)」と判示している。 が依然として現実に残存しているものとみなす趣旨ではないから、右規定のゆえをもって、振出人に対する関係において裏書の連 れても一旦有効に成立した手形債務の内容に影響を及ぼさない法理を明らかにしたものであるにすぎず、手形面上、原文言の記載

式的なものと解すべきである、そしてその整否の判断にあたっては、――あたかも「裏書の連続」におけると同じように― さらに、関連して、「(振出日と満期日も含めて)手形要件は、実質的権利行使の成否とは全く切り離された極度に抽象的かつ形 手形記載面における外形的事実のみを問題にすべきである」と指摘する、深見・前掲(注9)法学論叢七七卷五号八五頁、

24 (注9)『総合判例研究叢書』商法(10] [深見] 六四頁を参照 一般に、確定日払い手形の振出日が白地で振り出される場合には、 通常は、 振出日欄の補充権に関しては何らの制約も合意さ

<u>25</u> 村・前掲書(注9) 一二八頁を参照 版補正版(一九九六年、弘文堂)一四八頁を参照 こうした点について、たとえば、幾代通『民法総則』第二版(一九八四年、青林書院)二二七頁、四宮和夫『民法総則』第四

れていないものと解されている。たとえば、田邊光政『最新手形法小切手法』三訂版(一九九四年、中央経済社)三三七頁、川

(26) 変造が容易な方法で振出人が満期日を記載し手形を振り出していた場合には、さらに、 三頁、田邊・前掲書(注24)二八四頁、川村・前掲書(注9)九五頁以下を参照 利外観法理にもとづいて、振出人は変造後の満期日に応じた責任を負わされる余地がある。たとえば、 手形法第一○条の類推適用あるいは権 木内・前掲書(注13) 一九

おわりに

それゆえ、

手形行為は要式の書面行為であり、 手形書面に記載されるべき事項 (手形要件) は手形行為の内容を構成する。

手形書面の記載において振出日と満期日の日付の前後関係が逆転している場合には、そうした手形書面

る場合には、 に、一でみたように、 によってなされる手形行為の目的 は満期日よりも前の日付であることが、そもそも手形行為の方式として要求されているものと解される。 誤記その他 そうした書面によってなされる手形行為にはそもそも方式上の瑕疵があり、 の理由の如何を問わず、手形書面の記載において振出日と満期日の日付の前後関係が逆転してい 手形書面に記載される振出日と満期日の日付の前後関係は整っていること、すなわち、 (内容)は不能であり、手形行為は有効には成立しないことになる。そのため 手形行為として成立して したが 振出

H

ないものと解すべきである。

ż, え、そうした手形にもとづく振出人に対する手形金の請求は、方式上の瑕疵を理由にして棄却されるべきではな 変造前の満期日よりは後の日付であったとしても、 って成立するべき変造前の署名者である振出人の手形債務に方式上の瑕疵があるということはできない。 振出日として補充される日付が変造前の満期日よりは後の日付であったとしても、そうした振出日 .の記載のうえでは両日付の前後関係は一度も逆転していないことになる。 振出日白地手形の満期日が変造された後に振出日が補充される場合には、たとえ、補充される振出日が その日付が変造後の満期日よりは前の日付であるかぎり、 そのために、二でみたように、 0) 補充によ それゆ たと 手形

付が、 告である手形所持人に対して主張できるかどうかで解決がはかられるべき事案であり、 替えられた際のい 偶々、 変造前 わゆる手残り手形である。 0) 満期日よりは後の日付であったという点をとらえて解決されるべき事案であったとは思われ それゆえ、 これは本来は、 振出人がい わゆる 振出日として補充され 一手形書替の 抗弁」を原

振出日白地手形と満期の変造

(鳥山

はじめに①でみたように、一九九七年(平成九年)の最高裁判決の事案で、原告が取得した手形は、手形が書き

ない。

さらに、一の①⑦に掲げた、京都地裁の一九六三年 (昭和三八年) 八月二二日判決 (金法三五五号一九頁) と、大

ゆる は は無効であるとして、振出人に対する手形金の請求を棄却している。ただし、これらの判決で問題となった手形 に、変造前の満期日は補充された振出日よりも前の日付であったことを理由に、変造前の署名者との関係では手形 阪高裁の一九六九年 白地手形の満期日が変造された後に振出日が補充された事案に関するものである。これらの判決もすでにみたよう いずれも融通手形として振り出された手形である。それゆえ、これらの判決の事案は、本来は、振出人がいわ 融通手形の抗弁」を手形所持人に対して主張できたかどうかで解決がはかられるべき事案であったと思われ (昭和四四年)一二月一七日判決(下民集二○巻一一・一二号九二八頁)も、 いずれも、 振出日

る。